

各位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター
 G L P 投 資 法 人
 代表者名 執行役員 辰巳 洋治
 (コード番号：3281)

資産運用会社名
 G L P ジャパン・アドバイザーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 辰巳 洋治
 問合せ先 執行役員 CFO 兼経営企画部長 三木 久武
 (TEL. 03-3289-9630)

大口投資主による投資口の一部売却に関するお知らせ

GLP 投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、GLP キャピタル・ジャパン2・プライベート・リミテッド（以下「本売主」といいます。）より、本日付で、本投資法人の投資口の一部売却（以下「本取引」といいます。）の実行につき以下のとおり通知を受けましたので、お知らせいたします。なお、本売主は本投資法人のスポンサーが属する GLP グループ（注）の1社です。

（注）GLP グループとは、本投資法人のスポンサーの親会社である GLP Holdings Limited 及びそのグループ会社のことをいいます。

記

1. 本投資法人の投資口の一部売却の内容

(1) 売却される投資口の数：220,000 口

	一部売却前	一部売却後
保有投資口数	386,240 口	166,240 口
発行済投資口総数に対する割合（注）	10.07%	4.33%

（注）発行済投資口の総口数に対する保有投資口数の割合は小数第三位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 売主

GLP キャピタル・ジャパン2・プライベート・リミテッド

(3) 売買実行日

2019年7月25日

(4) 売却方法

証券会社を通じたブロックトレードによる売却

本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資法人の投資口は1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 今後の方針等

(1) GLP グループによる継続的なサポート

本投資法人は、GLP グループより、①本取引による回収資金は、GLP グループの財務戦略に基づき、日本における物流不動産の開発に関する投資基盤を拡大することに充当される旨及び②本取引の実行後に GLP グループが保有する本投資法人の投資口合計 169,440 口(注1)(発行済投資口総数の合計に占める割合:約 4.42%)については、引き続き GLP グループによる保有継続を意図しており、投資口の追加売却の意図はない旨の通知を受けています。

今回の一部売却により、GLP グループによる保有比率は約 4.42%へと低下することになりますが、上記の残存保有投資口(時価で約 209 億円。7月 23 日終値 123,800 円ベース)については、上述の通り継続保有の意図が表明されているため、上場時からの本投資法人の特徴の一つである「スポンサーグループによる投資口の保有(セიმボード出資)」を通じたコミットメントについては、不変であると本投資法人は考えています。

さらに、本投資法人は、GLP グループより、グループ全体のバリューチェーンの中に本投資法人及び本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社を位置付け、本投資法人の投資主価値の向上に資するために、既存の Right of First Look Agreement(物件情報提供契約)(注2)の継続を含む各種スポンサー・サポートを今後も変わらずに継続する旨の通知を受けています。

(注1) GLP グループに属する GLP キャピタル合同会社が、別途保有する 3,200 口を含みます。

(注2) GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社は、物件情報提供契約に基づき GLP グループが国内において保有する物件のうち、GLP ファンド物件等を除く 5 物件について、その売却に関する情報を優先的に入手できることになっています。

(2) ロックアップの合意

本投資法人は、GLP グループより、本投資法人に対する継続的なコミットメントを示すため、本売主及び GLP キャピタル合同会社が、本取引の取扱証券会社との間で、本取引が実行された場合、本取引実行後にそれぞれ保有する本投資法人の投資口 166,240 口又は 3,200 口を、2019 年 7 月 24 日から 365 日間、売却等(但し、本投資法人が投資口の募集を行う場合に実施されることのあるオーバーアロットメントによる売出しに伴う投資口の貸渡し及び新規借入れのために取扱証券会社に事前に通知した上で行う投資口を対象とする担保設定等を除きます。)しないことを本売主及び GLP キャピタル合同会社において誓約している旨の通知を受けています。

また、本投資法人は、取扱証券会社からの依頼に応じ、本取引の取扱証券会社との間で、本取引が実行された場合、本投資法人の投資口の発行等を 2019 年 7 月 24 日から 90 日間制限する旨を誓約しています。但し、(i)投資口の分割による投資口の発行及び(ii)本投資法人の合併に伴う投資口の発行は、この限りではありません。

本取引に係る売買が実行された場合(その中止を含みます。)、改めてその旨を公表いたします。

以上

*本投資法人のホームページアドレス : <https://www.glpjreit.com>

本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資法人の投資口は 1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。